

# 東筑紫短期大学 学位規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、東筑紫短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、試験、学力の確認の方法等学位に関して必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

美容ファッションビジネス学科	
美容ファッションコース	短期大学士（美容ファッション学）
トータルファッションコース	短期大学士（トータルファッション学）
ビジネスコース	短期大学士（ビジネス学）
保 育 学 科	短期大学士（保 育 学）
食物栄養学科	短期大学士（食物栄養学）

## (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学の学科を卒業した者に授与する。

## (学力の確認)

第4条 学力の確認の方法その他学力の確認に関し必要な事項は、本学学則第12条、第13条及び第15条の規定による。

## (学位の授与)

第5条 学長は、短期大学士の学位を授与すべき者には、別紙様式による卒業証書を授与する。

## (学位の取消)

第6条 短期大学士の学位取得者が、次の各号の一に該当した場合には、学長は教授会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

- (1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 名誉を汚す行為があったとき。

## (実施規定)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

第〇〇号

## 卒業証書

本籍

平成 年 月 日生

本学〇〇〇学科所定の課程を

修めて本学を卒業したことを認め

短期大学士(〇〇〇学)の学位を

授与する。

平成 年 月 日

東筑紫短期大学

学長 (氏名)

学科名及び学位の種類は下記のとおりとする。

美容ファッションビジネス学科

美容ファッションコース

短期大学士 (美容ファッション学)

トータルファッションコース

短期大学士 (トータルファッション学)

ビジネスコース

短期大学士 (ビジネス学)

保 育 学 科

短期大学士 (保 育 学)

食物栄養学科

短期大学士 (食物栄養学)